

（大分海区漁業調整委員会 投錨して行う船釣り及びあみのまきえを使用して行う船釣りの禁止）

大分海区漁業調整委員会告示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項の規定により、次のとおり投錨して行う船釣り（いか釣りを除く。）及びあみ（おきあみを含む。）のまきえを使用して行う船釣りを禁止する。

令和八年三月二十七日

大分海区漁業調整委員会会長 阿 部 貴 史

一 禁止区域

共第二十九号共同漁業権漁場区域内。ただし、大分市大字佐賀関高島東端から津久見市沖無垢島東端を見通した線の延長線以西の区域で、次の点イから点ロまでの間の沖無垢島の最大高潮時海岸線、点ロと点ハを結んだ直線、点ハから点ニまでの間の地無垢島の最大高潮時海岸線及び点ニから臼杵市飛潮埼を見通した線以南の区域を除く。

点イ 津久見市沖無垢島東端

点ロ 津久見市沖無垢島南端

点ハ 津久見市地無垢島北端

点ニ 津久見市地無垢島南端

二 禁止期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで